

極秘

日韓漁業協定交渉に対する日本側基本方針案

(昭和ニヤニ)

- 一 公海自由の国際的原則を貫くと共に漁業資源の保存のため各国平等の立場で共同の措置を講ずる。
- 二 李韓国大統領の海洋主権に関する宣言及びマニラの存続を認めず又これを前提とする交渉には応じない。
- 三 漁業資源の一層有効な利用と科学的基礎に立つ保存措置とを共同して調査研究することとし、その機関として日韓漁業共同委員会を設置する。
- 四 日韓国は、漁業資源保存のため平等の立場で各の漁業活動に必要な制限及び規制を加えるものとし、差当り東海、黄海の底魚に対して共同保存措置を講ずる。
- 五 両国漁業の紛争を防止するための措置を講ずる。すなわち、領海及び禁止区域侵犯に対する両国の処置を協定する。
- 六 海難の場合の漁船の避難及び救援について規定する。
- 七 韓国漁業の技術的援助等経済提携については、韓国の出方に応じ考慮するが、日本側から積極的に提起しない。

(一説明)

日本は平和条約第九条の規定により公海における漁りようの規制又は漁業の保存及び発展のために協定を締結することを希望する。また同条約第二十一条は、韓国は第九条の利益を受ける権利を有するものと特に定めている。昨秋韓国は漁業協定の交渉を開きたき旨申入れて来たので、我国は条約上の義務としてこれが交渉を始めねばならぬ立場にある。

朝鮮周辺海域における漁業は日本人が開拓したものであり、戦前日本漁業者の手にて顯著な発展をとげたものであるのみならず、現在においてもこの方面の漁業は京阪神及び九州における邦人の動物性蛋白質の補給源として重大な意義を持つてゐる。従つてマラインが条約発効後撤廃された曉には、日本漁業者は再びこれら漁場に出漁する必要がある。

他方独立後の韓国は経済復興五カ年計画を実施するなど鋭意自国漁業の発展に努力しており、その真意は明かでないが過般の李宣言のような不法一方的措置にさえ出でているので、これら水域における漁業は劇しい競争となり、いきおい濫獲に陥り、あるいは漁業資源が涸渇し、紛争が頻発するに至るであらうことを深く憂慮せざるを得ない。従つて日本は右のような海域制限を排し日韓両国間に漁業資源を保存し紛争を防止するため別紙方針により漁業協定を速かに締結することが必要である。